

不 登 第 9 号  
令和 2 年 3 月 6 日

沖縄県土地家屋調査士会長 殿

那覇地方法務局

首席登記官（不動産登記担当）

オンライン登記申請時の適正なデータ入力について（依頼）

平素から、オンライン登記申請の利用促進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、オンライン登記申請時の適正なデータ入力については、これまでも桐友会連絡会などの際に、貴会会員への周知をお願いしてきたところですが、本年1月14日から全国の法務局で登記情報システムのV30システムへの更改が行われ、同システム機能の自動突合及び自動記入のメリットを最大限に活用し、事務の迅速化を図るためには、同システムに適合した申請データの入力が必要となります。

そこで、別添「オンライン登記申請時のデータ入力留意事項集（正誤表）」のとおり適正なデータ入力例を取りまとめましたので、これを貴会会員に周知していただくとともに、オンライン登記申請時の適正なデータ入力について改めて御協力をお願いします。